

令和6年能登半島地震に伴う 七尾市住まいの再建支援制度について

令和6年能登半島地震により住まいに被害を受けた七尾市民が、住み慣れた地域で再び生活できるよう、七尾市内で住まいを再建「新築・購入・修繕」する世帯に対して、再建費用の一部を支援します。

令和6年1月1日に遡及し適用して支援されますので、既に再建している場合でも、要件を満たせば該当となります。

1 対象者

次の全てに該当する場合に対象となります。

- ①罹災証明書の被害区分が半壊以上の世帯
 - ②市内で住宅を再建（新築・購入・修繕）する世帯
- ※再建方法が建設・購入の場合は、原則、被災家屋を解体する必要があります。

ただし、次の場合は対象となりません。

- ①申請者が法人又は団体であるとき
- ②交付申請までに被災世帯の全員が死亡したとき
- ③被災世帯の世帯員が七尾市における税を滞納しているとき
- ④2親等以内の親族から住宅を購入したとき

2 支援金の額

再建方法	再建費用	支援額 (再建費用×10%)	加算額(子育て世帯) 支援額×25%
新築・購入	500万円以上	上限200万円	上限50万円 (最大250万円)
修繕	300万円以上	上限100万円	上限25万円 (最大125万円)

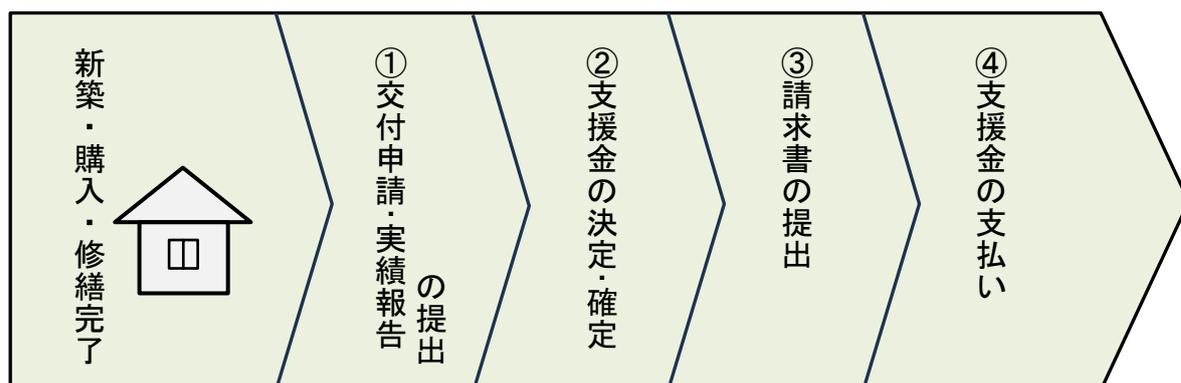
◎住宅の購入は中古住宅も含む

◎子育て世帯とは震災時または申請時に高校生以下の子どもを扶養している世帯

◎下記の新築・購入・修理については、対象経費を按分します。

- ・店舗等の用途を兼ねる住宅である場合
- ・対象世帯員以外の者（準半壊・一部損壊の世帯や市外在住者など）と共同で再建をする場合（按分は、登記事項証明書による持分による）
- ・七尾市被災建築物耐震対策補助金制度と併せて再建をする場合

3 申請から支援金交付までの流れ



4 申請期限（再建完了期限）

申請受付開始日 令和7年8月1日（金）

申請期限 令和10年3月31日（令和6年1月1日遡及適用）

5 添付書類

申請する際には下記の書類の提出が必要となります。

交付申請	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none">・罹災証明書の写し・新築・購入・修繕の内容、金額がわかる契約書、見積書等の写し・市税に未納がない証明書（高校生以上の世帯員全員分）・領収証の写し <p>【新築・購入の場合】</p> <ul style="list-style-type: none">・市が発行する被災家屋等の解体・撤去完了通知書または建物閉鎖事項証明書の写し・建物の登記事項証明書の写し・再建した住宅に転居したことを証明する住民票 <p>【修繕の場合】</p> <ul style="list-style-type: none">・着手前・着手後の写真 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none">・子どもの年齢が確認できる書類の写し（子育て世帯に該当する場合）・申請者、売主の戸籍謄本（購入で売主が個人である場合）・住民票の写し及び居住を証明する書類（市内に住民登録がされていない場合）
請求書	<ul style="list-style-type: none">・振込先口座が確認できる（通帳等）の写し

〈申請先〉パトリア4階 総合支援窓口

〈問い合わせ先〉被災者支援制度コールセンター ☎0570-200-491